

○ 消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（一般競争入札及び
指名競争入札に係る資格関連部分）

〔平成 17 年 9 月 30 日〕
〔消防基金規程第 9 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規程は、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）の実施する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に係る資格に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札に係る資格）

第 2 条 基金の実施する入札に係る資格は、総務省の実施する入札に係る資格（相当する調達内容のもの）に準拠する。

（資格の審査）

第 3 条 基金理事長は、入札参加希望者の申請に基づき資格に係る審査を実施する。この場合の手続等は、総務省における手続等に準拠する。

2 総務省において資格に係る審査を受け資格を有するものとして登録簿に記載された者は、前項において審査を受け認められたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。